令和８年12月定例会
議 案 参 考 資 料

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
新旧対照表

⑴　八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第１条関係）

現　　行	改　正　案
第１条・第２条　略 （基本理念） 第３条　この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない児童に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上の児童について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第１条・第２条　略 （基本理念） 第３条　この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号若しくは同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
第４条～第６条　略 （保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第４条～第６条　略 （保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
⑴・⑵　略 ⑶　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業	⑴・⑵　略 ⑶　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利

をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６　略	２～６　略
７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）を第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
⑴・⑵　略	⑴・⑵　略
第８条～第13条　略	第８条～第13条　略
	（児童対象性暴力等の防止）
第14条　削除	第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第15条～第18条　略	第15条～第18条　略
（家庭的保育事業所等内部の規程）	（家庭的保育事業所等内部の規程）
第19条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第19条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴～⑸　略	⑴～⑸　略
⑹　乳児、幼児の区分ごとの利用定員	⑹　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）
⑺～⑾　略	⑺～⑾　略
第20条～第27条　略	第20条～第27条　略
（小規模保育事業の区分）	（小規模保育事業の区分）
第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とす	第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育

る。	事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。
第29条　略	第29条　略
（職員）	（職員）
第30条　略	第30条　略
２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。	２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。
⑴・⑵　略	⑴・⑵　略
⑶　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	⑶　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
⑷　略	⑷　略
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第７項又は第８項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第31条　略	第31条　略
（職員）	（職員）
第32条　略	第32条　略

２　略	２　略
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第33条～第35条　略	第33条～第35条　略
（利用定員）	（利用定員）
第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
第37条～第44条　略	第37条～第44条　略
（職員）	（職員）
第45条　略	第45条　略
２　略	２　略
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第７項又は第８項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第46条・第47条　略	第46条・第47条　略
（職員）	（職員）
第48条　略	第48条　略
２　略	２　略
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（準用）	（準用）
第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第29条第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第５号」とする。	第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第29条第４号において同じ。）」とする。
第50条・第51条　略	第50条・第51条　略
附　則	附　則
１・２　略	１・２　略
（連携施設に関する経過措置）	（連携施設に関する経過措置）
３　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４	３　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であっ

号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、令和７年４月１日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	て、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、令和７年４月１日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
４～８　略	４～８　略
９　前２項の規定を適用するときは、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第30条第３項若しくは第45条第３項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第30条第２項又は第45条第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。	９　前２項の規定を適用するときは、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第30条第３項若しくは第４項若しくは第45条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２項の規定の適用がないものとした場合の第30条第２項又は第45条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。

⑵　八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）

現　　行	改　正　案
第１条～第14条　略	第１条～第14条　略 （児童対象性暴力等の防止） 第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第15条～第28条　略	第15条～第28条　略

⑶　八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第３条関係）

現　　行	改　正　案
第１条　略 （定義） 第２条 ⑴～⑸　略 ⑹　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業をいう。	第１条　略 （定義） 第２条 ⑴～⑸　略 ⑹　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。 ⑹の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事

	業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。
⑺～⑾　略	⑺～⑾　略
	⑾の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。
	⑾の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。
	⑾の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。
⑿～⑵⑺　略	⑿～⑵⑺　略
第３条～第５条　略	第３条～第５条　略
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第６条　略	第６条　略
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
５　略	５　略
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第７条　略	第７条　略
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所

に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
第８条　略	第８条　略
（教育・保育給付認定の申請に係る援助）	（教育・保育給付認定の申請に係る援助）
第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
２　略	２　略
第10条・第11条　略	第10条・第11条　略
（教育・保育の提供の記録）	（特定教育・保育の提供の記録）
第12条　略	第12条　略
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条　略	第13条　略
２・３　略	２・３　略
４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
⑴・⑵　略	⑴・⑵　略
⑶　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	⑶　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア　次の㋐又は㋑に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ㋐又は㋑に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　次の㋐又は㋑に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ㋐又は㋑に定める金額未満であるものに対する副食の提供
㋐　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円	㋐　教育認定子ども　77,101円
㋑　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ㋑において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）	㋑　満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ㋑において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
イ　次の㋐又は㋑に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在	イ　次の㋐又は㋑に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在

籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ⑺又は⑴に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） ⑺　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ⑴　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ⑺又は⑴に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） ⑺　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ⑴　満３歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
ウ　略	ウ　略
⑷・⑸　略	⑷・⑸　略
５・６　略	５・６　略
第14条～第19条　略	第14条～第19条　略
（運営規程）	（運営規程）
第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴～⑹　略	⑴～⑹　略
⑺　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考方法を含む。）	⑺　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。）
⑻～⑾　略	⑻～⑾　略
第21条　略	第21条　略
（定員の遵守）	（利用定員の遵守）
第22条　略	第22条　略
第23条・第24条　略	第23条・第24条　略
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第34条　略	第26条～第34条　略
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給	第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第

付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「の法第19条第１号」とあるのは「の法第19条第２号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈦中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ㈠中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定め

19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	られた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈠中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ㈡中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）第29条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第32条第１項に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第34条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第28条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第28条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域	２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行

型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 ⑴　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 ⑵　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
	３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。
第38条　略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　略	第38条　略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　略
２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場

	合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定地域型保育事業者は、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第40条　略	第40条　略
２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
⑴　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	⑴　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
⑵　略	⑵　略
⑶　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満	⑶　当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地

保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２～６　略	２～６　略
７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）を第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
⑴・⑵　略	⑴・⑵　略
	８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。
８～11　略	９～12　略
（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２～６　略	２～６　略
第44条・第45条　略	第44条・第45条　略
（運営規程） 第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	（運営規程） 第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴～⑹　略	⑴～⑹　略
⑺　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第２項に規定する選考方法を含む。）	⑺　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）
⑻～⑾　略	⑻～⑾　略
（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供	（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することが

することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	できるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　略	3　略
（定員の遵守）	（利用定員の遵守）
第48条　略	第48条　略
（記録の整備）	（記録の整備）
第49条　略	第49条　略
2　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴～⑸　略	⑴～⑸　略
（準用）	（準用）
第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。	第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準）	（特別利用地域型保育の基準）
第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければな

	らない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げ	3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第52条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。第52条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」

る額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。 第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「に係る法第19条第２号」とあるのは「に係る法第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣

	総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

⑷　八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第４条関係）

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>第１条～第８条　略
（職員）
第９条　略
２　略
３　幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。
<table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">備考
１～３　略
４　園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を１人増加するものとする。</td></tr></table>
第10条～第27条　略</td><td>第１条～第８条　略
（職員）
第９条　略
２　略
３　幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。
<table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">備考
１～３　略
４　園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を１人増加するものとする。
５　備考１に定める者については、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考１に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</td></tr></table>
第10条～第27条　略
（児童対象性暴力等の防止）
第27条の２　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第６項において準用する法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の</td></tr>
</table>

	防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第28条～第32条　略 附　則 １～４　略 ５　第９条第３項の表備考１に規定する者については、当分の間、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満１歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第９条第３項の表備考１に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ６　略 ７　前４項の規定により第９条第３項の表備考１に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の３分の１を超えてはならない。 ８～11　略	第28条～第32条　略 附　則 １～４　略 ５　第９条第３項の表備考１に規定する者については、当分の間、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満１歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考１に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ６　略 ７　第９条第３項の表備考第５及び前４項の規定により第９条第３項の表備考１に規定する者を特定理学療法士等、小学校教諭若しくは養護教諭、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭若しくは養護教諭、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の３分の１を超えてはならない。 ８　第９条第３項の表備考５及び附則第５項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第１に定める者（同表備考第５ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ９～12　略

⑸　八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第５条関係）

現　　行	改　正　案
第１条～第13条　略	第１条～第13条　略 （児童対象性暴力等の防止）

	第13条の２　児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第７項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第14条～第26条　略	第14条～第26条　略
（母子生活支援施設の長の資格等）	（母子生活支援施設の長の資格等）
第27条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の２第１項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第27条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の２第１項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
⑴・⑵　略	⑴・⑵　略
⑵の２　こども家庭ソーシャルワーカー（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８に規定するこども家庭ソーシャルワーカーをいう。以下同じ。）の資格を有する者	⑵の２　こども家庭ソーシャルワーカー（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーをいう。以下同じ。）の資格を有する者
⑶・⑷　略	⑶・⑷　略
２　略	２　略
第28条～第35条　略	第28条～第35条　略
（職員）	（職員）
第36条　略	第36条　略
２　略	２　略
	３　前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第26条第５項に規定する心理療法担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定

	保育士を含み、附則第２項、第４項又は第５項の規定により保育士とみなされる者を除く。附則第７項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第37条～第42条　略 附　則 １　略 （経過措置） ２　乳児４人以上を入所させる保育所に係る第36条第２項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。	第37条～第42条　略 附　則 １　略 （経過措置） ２　乳児４人以上を入所させる保育所に係る第36条第２項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、１人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第１項に規定する保育士をいい、同条第３項、附則第４項又は附則第５項の規定により保育士とみなされる者及び第36条第３項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
３～５　略	３～５　略
６　前２項の規定を適用するときは、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第２項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（附則第２項及び前２項の規定の適用がないとした場合の第36条第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。	６　前２項の規定を適用するときは、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第36条第３項、附則第２項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、附則第２項及び前２項の規定の適用がないものとした場合の第36条第２項により算定される保育士数の３分の２以上、置かなければならない。
	７　第36条第３項及び附則第２項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第３項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

⑹　八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（第６条関係）

現　　行	改　正　案
第１条～第５条　略 （職員の資格等） 第６条　略 ２～６　略	第１条～第５条　略 （職員の資格等） 第６条　略 ２～６　略 ７　第１項、第２項及び第５項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、１人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修

	する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第７条～第14条　略	第７条～第14条　略
（教育及び保育の計画）	（教育及び保育の計画）
第15条　認定こども園は、法第６条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの１日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。	第15条　認定こども園は、法第５条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの１日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。
第16条・第16条の２　略	第16条・第16条の２　略
	（児童対象性暴力等の防止）
	第16条の３　認定こども園の設置者は、法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第17条～第26条　略	第17条～第26条　略
附　則	附　則
１～６　略	１～６　略
７　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数	７　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数

は、第４条第１項の規定により認定こども園に置かなければならないものとされる職員の数の３分の１を超えてはならない。	は、第４条第１項の規定により認定こども園に置かなければならないものとされる職員の数の３分の１を超えてはならない。
	第６条第７項 / 第６条第１項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者 / 特定理学療法士等
附則第３項 / 第６条第１項及び第５項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者 / 幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	附則第３項 / 第６条第１項及び第５項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者 / 幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
略	略
	８　第６条第７項及び附則第７項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第６条第７項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

⑺　八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正（第７条関係）

現　　行	改　正　案
附　則	附　則
１　略	１　略
（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）	（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
２　保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第１条の規定による改正後の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定は、適用しない。この場合において、第１条の規定による改正前の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。	２　保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第１条の規定による改正前の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満た

	ない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。 3　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第１条の規定による改正前の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。
（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 3　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第２条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第３項の規定は、適用しない。この場合において、第２条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第３項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。	（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 4　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第２条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第９条第３項の規定（満４歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第２条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第３項の規定（満４歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。 5　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、幼保連携型認定こども園基準条例第９条第３項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第２条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第３項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 4　子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第３条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第１項の規定は、適用しない。この場合において、第３条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第１項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。	（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 6　子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、第３条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例」という。）第４条第１項の規定（満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第３条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第１項の規定（満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。 7　子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例第４条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第３条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。
（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 5　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第４条の規定による改正後の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第２項の規定は、適用しない。この場合において、第４条の規定による改正前の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第２項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。	（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 8　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、第４条の規定による改正後の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第36条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第４条の規定による改正前の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。 9　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障

	を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、児童福祉施設基準条例第36条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第４条の規定による改正前の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第２項（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

⑻　八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第８条関係）

現　　行	改　正　案
第１条～第10条　略 （職員） 第11条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 ⑴・⑵　略 ⑶　略 ⑷～⑽　略 ４・５　略 第12条～第23条　略	第１条～第10条　略 （職員） 第11条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 ⑴・⑵　略 ⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ⑶　略 ⑶の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 ⑷～⑽　略 ４・５　略 第12条～第23条　略